

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令
の一部を改正する政令」について（概要）

1. 趣旨

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」という。）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

① 令第2条第2項第1号、別表関係

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

② 令第2条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げる。

3. 施行期日等

公 布 日：令和6年2月9日

施 行 日：令和6年4月1日

適 用 期 日：改正後の令第2条第2項第2号及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。